

<p>(1) 数量</p> <p>(2) 単価 <u>(単価表及び内訳書の各構成要素の単価)</u> 補正及び変化率等により単価に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切捨て）とする。</p> <p><u>(3) 物価資料を用いる単価</u></p> <p>(4) 補正係数及び変化率 補正係数及び変化率は、小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。</p> <p>(7) 単価表の合計金額</p> <p>(8) 内訳書の合計金額</p> <p>(10) 業務価格 業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000円単位で切捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p>	<p>(1) 数量 <u>(労務歩掛含む)</u></p> <p>(2) 単価 補正及び変化率等により単価に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切捨て）とする。 機械損料を補正した場合は、有効数字3桁（4桁目を四捨五入）とする。</p> <p><u>削除</u> <u>〔積算参考資料I 総則第10章3.材料単価関係(1)単価の決定について2.物価資料等の取扱いについて〕による。)</u></p> <p>(4) 補正係数及び変化率 補正係数及び変化率は、測量業務、設計業務等については小数第2位（小数第3位四捨五入）地質調査（解析除く）は小数第3位（小数第4位四捨五入）までとする。</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p> <p>(10) 業務価格及び落札率を乗じた業務価格は、1,000円単位（切捨て）とする。</p> <p>①測量作業積算基準において、直接測量費及び諸経費は1,000円単位（切捨て）とする。</p> <p>②地質調査積算基準において、直接調査費計、間接調査費、純調査費及び諸経費は1,000円単位（切捨て）とする。</p> <p>③設計業務委託積算基準において、直接費計（電子成果品等作成費を除く）、電子成果品等作成費、その他原価、一般管理費等は、1000円単位（切捨て）とする。</p>	<p>参1-1-1 ～参1-1-2 2-2 端数処理等の方法</p>
<p>(1) 設計表示単位の取扱い <u>4) 及び7)</u> <u>項目無し</u></p> <p>(2) 設計表示単位一覧 <u>契約表示項目の列</u></p>	<p>(1) 設計表示単位の取扱い <u>削除</u></p> <p>9) 設計変更時は、設計変更により算出された数量を設計表示単位として設計計上数量とする。</p> <p><u>削除</u></p>	<p>参1-1-2 ～参1-1-6 2-3 設計表示単位</p>
<p>不稼働係数</p> <p>(2) 測量業務の履行期間</p> <p>3) 成果検定日数 成果検定日数は、測量成果の検定を行う機関が検定に要する日数とする。</p> <p>(4) 土木設計業務等の履行期間 注) 2.5千万円を超える場合またはプロポーザル方式による業務など上表によりがたい場合は以下(5)に掲げる表を参考にするなど別途考慮するものとする。</p> <p>6. 準備、電子成果品作成及び設計歩掛に含まれる現地踏査、照査に要する期間を含んでいる。</p> <p>9. 業務内容に変更等があった場合は、履行</p>	<p>雨休係数</p> <p>(2) 測量業務の履行期間</p> <p>3) 成果検定日数 成果検定日数は、測量成果の検定を行う機関が検定に要する日数とし、積算参考資料II P24「標準成果検定所要日数表」を参考に決定する。</p> <p>(4) 土木設計業務等の履行期間 注) 2.5千万円を超える場合または上表によりがたい場合は別途考慮するものとする。</p> <p>6. 準備、電子成果品作成等及び設計歩掛に含まれる現地踏査、照査に要する期間を含んでいる。</p> <p><u>削除</u></p>	<p>参1-2-2 ～参1-2-4 1-2 履行期間の算定</p>